

製造販売届

薬局製造販売医薬品を製造販売するときは、品目ごとにその製造販売について届出が必要です。

届書	様式第三十九（医薬品医療機器等法施行規則第七十条関係）
提出時期・部数	事前、1部
手数料	なし
添付書類	
①品目表	1部
届出時の注意事項	<ul style="list-style-type: none">・申請者が法人の場合、住所・氏名欄にはそれぞれ、主たる事務所の所在地・名称及び代表者名を記載してください。・薬局開設許可を持っていることが前提となります。薬局開設許可済み、同時に薬局開設許可申請中である旨を備考欄に記入してください。・製造販売業と製造業の許可も必要です。・薬局製剤指針に定められている9品目のみです。・承認が必要な医薬品の場合は承認申請が必要です。